

震災アーカイブを利活用するための権利処理のあり方について

東北大学災害科学国際研究所 柴山 明寛

東北大学災害科学国際研究所 Sebastien Penmellen Boret

1・はじめに

東日本大震災では、平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議において、復興構想7原則の原則1「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」¹⁾との提言が発信され、数多くの震災アーカイブの構築の動きが見られた。例えば、国立国会図書館²⁾や研究機関(東北大学³⁾、東北学院⁴⁾、土木学会⁵⁾など)、メディア関係(日本放送協会⁶⁾、河北新報社⁷⁾など)、民間企業(Google⁸⁾、Yahoo!⁹⁾など)、自治体(多賀城市¹⁰⁾、郡山市¹¹⁾、久慈市¹²⁾など)などである。これらの震災アーカイブは、震災記録の収集・公開の目的は多少異なるものの、後世に教訓を伝承する目的は同じである。

東日本大震災から5年が経過し、これらの震災アーカイブを運営する機関の一部は、震災記録の収集から活用のフェーズに移行しつつある。震災記録の活用方法としては、防災教育や復興ツーリズム、語り部資料などの多種多様な活用方法が模索されている。しかしながら、震災記録を活用する際に大きな障壁となるのが、収集した震災関連資料の著作権等の権利処理の問題であり、権利処理がしっかり行われていないと震災記録の使用が制限されることがある。そこで、本稿では、震災アーカイブを利活用するための著作権等の権利処理のあり方と課題について述べる。

2・東日本大震災の震災アーカイブの概要

東日本大震災では、震災発生直後からYahoo!、Googleなどの民間企業が中心となり震災アーカイブが立ち上がり、続いて東北大学の「みちのく震録伝」などの研究機関が震災から半年後に震災アーカイブを立ち上げ、その後数多くの震災アーカイブが立ち上がった。震災から4年目が経過した頃に、自治体の震災アーカイブの構築の動きが見られ、郡山市や久慈市などの数多くの自治体の震災アーカイブサイトが立ち上がった。

東日本大震災の震災アーカイブは、大きく分けて2つの種類に分類される。一つは、収集から整理・保存・公開まで行うコンテンツ保有機関、もう一つは、複数のコンテンツ保有機関との連携し、一元的に検索が可能にするポータルサイトを運営する機関がある。コンテンツ保有機関は、東北大学や東北学院大学、土木学会、日本放送協会、河北新報社、各自治体など約数十の機関が運営を行っている。ポータルサイトとしては、数が少なく、国内では国立国会図書館の「ひなぎく」、海外ではハーバード大学のJDArchive¹³⁾が代表的と言える。これらコンテンツ保有機関が保有している震災記録は、日々変化しているため集計が難しいが、2015年7月現

*The right processing method for utilizing a disaster Archives by Akihiro Shibayama and Sebastien Penmellen Boret

在の国立国会図書館の「ひなぎく」に登録されている東日本大震災の震災記録は100万点を超える。

3・震災記録を収集から利活用するための権利処理の流れ

震災記録を防災教育等に利活用する場合には、資料提供者等から震災記録の著作権等の権利の許諾を得る必要がある。また、許諾内容によっては、震災記録の利用側に大きく制限がかかってしまうことがある。図1に資料提供者からアーカイブ団体、そして利用者までの権利処理の流れを示す。まず、資料提供者から写真、映像、音声、メモ、物体などの資料をアーカイブ団体に提供する場合、著作権等の権利の許諾が必要となる。次に、アーカイブ団体は、それらの資料を独自に決めた公開基準に照らし合わせ、資料提供者からの震災資料を選別する。そして、選別された資料は、資料提供者の権利とアーカイブ団体の権利の両方の権利を含む利用規約を定め、その利用規約の下に、利用者は震災記録を利活用するという流れになる。ここで需要となるのが、著作権等の権利処理、公開基準、利用規約の3つの点である。以降、順次述べる。

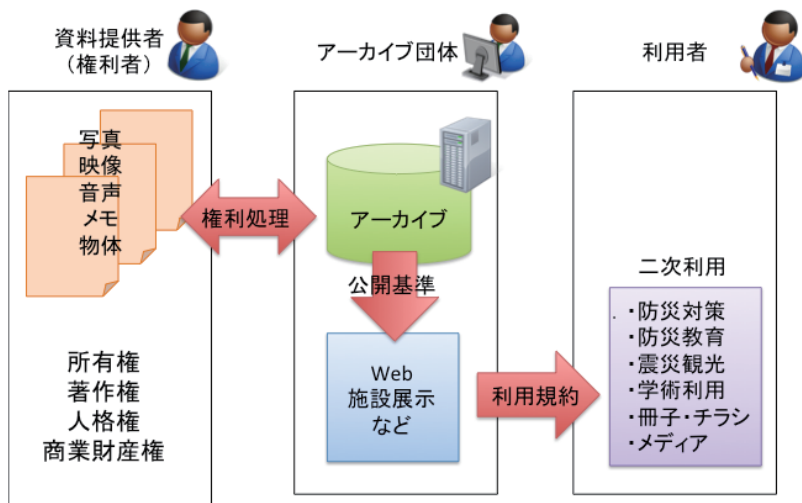


図1 資料提供者からアーカイブ団体、そして利用者までの権利処理の流れ

4・著作権等の権利許諾について

表1に著作者の権利区分と権利内容について示す。著作者には、人格権、著作権（財産権）、プライバシー権など3つの権利があり、その中の著作権（財産権）には、複製権、上映権、公衆送信権、翻訳権や二次的著作物の権利など複数の権利がある。例えば、インターネット上などに著作物を公開するためには、公衆送信権が必要となり、著作物を第三者が利用する場合には、複製権や翻訳権（翻訳権には著作物の改変も含まれる）が必要となる。また、写真に人物等が写っていた場合、写っている本人からプライバシー権の中に含まれる肖像権の許諾を得る必要がある。そして、自分以外の震災記録を語り部などが講話する場合においては、口述権

の権利の許諾が必要となる。

これらすべてを著作者もしくは所有者から権利の許諾を得なくては、震災記録資料そのものを公開や利用することすらできない。また、NPOなどの団体が多数のボランティアが撮影した写真記録等を保有している場合、ボランティアの個人からはNPO団体が使用する著作権と複製権を口頭で了承を得ている場合が多く、他機関への譲渡や複製権等の権利処理していないがために第三者の利用制限が出てしまうケースがある。これは、所有者と著作者が異なる場合に見られ、収集を行う際に、著作者か否かを確認することが重要である。また、これらを回避するためには、収集の時に著作権等を書面で許諾を得ることが重要となる。

表1 著作者の権利区分と権利内容（例）

権利の区分		権利の内容	使用許諾が必要となる場面
著作者人格権		著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利(公表権、氏名表示権、同一性保持権)	著作者の著作物を「公表」「改変」及び「名前の表示」等を行う場合
著作権	複製権	著作物を印刷、写真、複製、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利	著作物を媒体を問わず(デジタル化を含む)複製する場合
	上演権・演奏権	著作物を公に上演したり演奏したりする権利	展示施設等で上映・演奏をする場合
	上映権	著作物を上映する権利	展示施設等で上映する場合
	公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、優先放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝送する権利	公衆向けに無線・優先を問わず送信する場合、テレビ、ラジオ放送、インターネット等
	口述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利	語り部などが口頭で公衆に伝達する場合
	展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を大衆に展示する権利	公衆向けに展示する場合
	翻訳権・翻案権	著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、翻案等(二次的著作物を創作すること)する権利	著作物を翻訳、改変等を行う場合
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用(上記の各権利に係る行為)することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利	著作物を編集し新たな著作物を作成する場合	
著作者隣接権		著作物等を「伝達する者」(実演家、レコード制作会社、放送事業者、有線録音事業者)に付与される権利	放送番組等を収集・活用等する場合
プライバシー権	肖像権	自己の容貌・姿態を、みだりに写真・絵画・彫刻などにされたり利用されたりすることのない権利	資料(映像・写真等)の中で個人が特定できる場合
	氏名権	自己の氏名の専用に他から侵害されない権利	資料(映像・写真等)の中で個人が特定できる場合
パブリシティ権		著名人の氏名・肖像を宣伝等に無断で使用されない権利	資料(映像・写真等)の中で個人が特定できる場合
産業財産権	商標権(商標法)	自社の商品と他者の製品とを区別するための、文字・図形・記号・色彩などの結合体を独占的に使用できる権利	資料に他者の商標が付されたものが映っている場合
	意匠権(意匠法)	新規性と創作性があり、美感を起させる外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインの新規性についての権利	資料に他者の商標が付されたものが映っている場合
所有権		特定の者を直接かつ全面的に支配しうる権利	資料に他者の商標が付されたものが映っている場合

5・震災記録を公開するための公開基準について

著作者等から権利許諾を得て、震災記録をインターネットや展示会等で公開する場合には、公開基準が重要となる。公開基準は、著作者の人格権やプライバシー権を守ることが重要であり、個人名や肖像など個人が特定される内容、及び個人が不利益を被る内容などが公開されないように配慮する必要がある。また、その他にも、遺体安置所に埋葬されたご遺体が映っている写真については、著作者から公開の許諾を得たとしても、倫理観やそれを見た人がPTSD(心的外傷後ストレス障害)になる可能性があるなど危険性があるため、公開には適さない。

公開基準は、社会背景や災害からの経過時間などによって変化し、その時にあった公開基準を決めることが重要となる。

6・震災記録の利活用ための利用規約について

震災記録を提供する側が気をつけなくてはいけないのは、提供する震災記録の利用規約である。提供側が著作物の二次利用ルール（例えば、非営利、営利利用の制限や改変の制限、クレジット表記など）を決めなくてはならない。また、震災記録を利用し、ある創作物を作成した際に、その創作物を第三者がさらに改変を認めるか否かを決めなくてはならない。震災記録の幅広い利用を考えた場合、第三者が改変し、広めることは良いことであるが、最初の震災記録の著作者が記録の公開を取り下げたいなどの意思があった場合に対処ができなくなる可能性がある。このような問題が起こらないようにするためには、利用規約を十分精査し、幅広い利活用を推進できるような利用規約の作成が必要である。

7・まとめ

本稿では、震災アーカイブを利活用するための著作権等の権利処理のあり方と課題について説明し、著作権処理、公開基準、利用規約の重要性について述べた。今後も震災アーカイブや災害アーカイブの構築が増えて行くことが考えられ、これらのアーカイブの権利処理が曖昧となると多くの記録が死蔵してしまう可能性がある。アーカイブの構築には、事前の計画と利活用を見据えた著作権等の権利を整理することが最も重要である。

【謝辞】

本稿を作成するに当たり、岩手県復興局及び凸版印刷株式会社にご協力をいただいた。ここに感謝の意を示す。

【参考文献】

- 1)東日本大震災復興構想会議：<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf>
- 2)国立国会図書館「ひなぎく」：<http://kn.ndl.go.jp/>
- 3)東北大学「みちのく震録伝」：<http://shinrokuden.irides.tohoku.ac.jp/>
- 4)東北学院「東日本大震災の記録」：<http://archive311.tohoku-gakuin.jp/>
- 5)土木学会「東日本大震災アーカイブサイト」：<http://www.jsce.or.jp/library/eq20110311/index.shtml>
- 6)日本放送協会「NHK 東日本大震災アーカイブス」：<http://www9.nhk.or.jp/311shogen/>
- 7)河北新報社「震災アーカイブ」：<http://kahoku-archive.shinrokuden.irides.tohoku.ac.jp/>
- 8)Google「未来へのキオク」：<https://www.miraikioku.com/>
- 9)Yahoo「東日本大震災 写真保存プロジェクト」：<http://archive.shinsai.yahoo.co.jp/>
- 10)多賀城市「たがじょう見聞憶」：<http://tagajo.irides.tohoku.ac.jp/>
- 11)郡山市「郡山震災アーカイブ」：<http://shinsai.koriyama-archive.jp/>
- 12)久慈市・野田村・普代村「久慈・野田・普代 震災アーカイブ」：<http://knf-archive.city.kuji.iwate.jp/>
- 13)ハーバード大学「東日本大震災デジタルアーカイブ」：<http://jdarchive.org/>